

適切な意思決定支援に関する指針

紺谷内科婦人科クリニックは、患者様の適切な意思決定を支援するために、以下の指針を定めます。

1. 医師等の医療従事者から、現在の状態・状況、医療行為等の選択肢、今後の予測などの適切な情報提供を行います。
2. 医療・ケアを受ける本人およびそれを支える家族が、医療・介護従事者をはじめとした多専門職種から構成される医療・ケアチームと十分話し合いを行えるようにします。
3. 患者本人の意思を最優先とし、家族や医療・ケアチームが納得し、受け入れることができる意思決定となることを目標とします。
4. 時間の経過に伴い、心身状態の変化や医学的評価の変更などによって、本人の意思は変わりうるものです。その都度適切な情報提供と説明を行い、本人が自らの意思の変化を家族や医療・ケアチームに伝えることができるように支援します。
5. 話し合いの内容をその都度適宜記録し、医療・ケアチーム内で情報共有を行います。

6. 人生の最終段階における医療・ケアの開始・不開始、変更、中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性（医学的標準から大きく外れていないこと）と適切性（それを行うことが本人に苦痛や不利益をあたえないか、そのことが合法的かなど）を基に慎重に判断し、本人と家族で話し合った上で決定します。

7. 本人の意思確認ができない場合は、以下の手順によって、本人にとっての最善の方針を決定します。

(1) 家族等が本人の意思を推定できる場合は、その推定意思を尊重します。

(2) 家族等が本人の意思を推定できない場合は、本人に代わる者として家族等と十分に話し合います。

(3) 家族等がない場合および家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、医療・ケアチームの中で十分に話し合います。

8. 話し合いの中で意見がまとまらない場合や合意が得られない場合は、本人または家族等の同意を得て、外部専門家に助言を求めます。

紺谷内科婦人科クリニック 院長（令和6年5月19日作成）